

和光市勤労福祉センター運営方針

はじめに

平成4年11月に和光市松ノ木島土地区画整理組合から受けた負担付き寄附などにより開設された和光市勤労福祉センター（以下「勤労福祉センター」という。）は、開設以来多くの市民や勤労者の健康増進、憩いの場として親しまれてきました。また、市は、サービスの向上と効果的・効率的な運営に取り組んでまいりました。

令和3年10月に、市の厳しい財政運営を背景に示された「市役所【事業】総点検対応方針」において、勤労福祉センターは「貸室などの機能に絞ったうえで、指定管理者制度から直営業務委託方式に見直す」との方向性が公表され、令和4年10月にそれまでの指定管理者制度から市の直接運営方式に運営方式が変更されました。

直営化時に設置された勤労福祉センター在り方検討委員会における課題分析や運営についての検討を経て、市は直営化から3年間を目途に運営方式の妥当性や事業内容の見直しを行うこととする在り方の方針を示しました。

その後、令和6年8月に勤労福祉センター運営検討委員会を設置し、勤労福祉センターが公共施設としての魅力を向上し、市民及び勤労者の福祉増進に資する役割を果たすためにいかなる取り組みを行うべきか、議論が重ねられました。

令和8年3月31日に、勤労福祉センター運営検討委員会（以下、「運営検討委員会」という。）より今後の勤労福祉センターの施設運営に関する報告書が提出されました。報告書において、指定管理制度から市の直営施設に運営方式を移行したことで市の支出を半減することができ、財政負担を軽減させる目的が達成されたことについて評価された一方、勤労福祉センターの価値を高めるためには、遊休化している室場について民間活力を活用した事業の展開や柔軟な利用方法を検討するなど工夫を凝らした運営が求められることについて提言されました。

市は、令和4年10月の直営化以降に実施した、アンケート調査や運営検討委員会の報告を踏まえ、勤労福祉センターの運営について本方針を定め、今後も勤労者の福祉増進に資する施設として市民及び勤労者にとって魅力ある施設となるよう、計画的に事業を推進していきます。

令和8年4月13日

1 運営方式

令和4年9月までの指定管理者制度による運営期間と令和4年10月以降の市直営による運営期間の市の支出を比較すると、運営方式を市直営に移行してから市の支出を約4,000万円から約1,800万円以下に半減することができており、運営方式を市直営としたことの妥当性があると認められます。

ごみ広域処理施設建設や土地区画整理事業の投資的事業や、物価・人件費の高騰を背景に市の財政状況は依然として厳しい状況にあることから、当面は市直営による運営を継続します。

2 アスレチックルームの活用

令和4年10月の直営化に伴いトレーニングルームを廃止し、アスレチックルームは卓球台や家庭用フィットネスバイク等を設置し、個人利用するスペースとして開放していました。

運営検討委員会における協議や、アンケートの結果、勤労福祉センターが勤労福祉の増進にさらに効果を発揮するためには、アスレチックルームをいかに有効活用するかが重要となります。

効率的・効果的にアスレチックルームを活用するため、スポーツジムやスポーツ教室などの運営ノウハウを持つ事業者にアスレチックルームを貸し付け、民間活力を活用することで、市民及び勤労者のスポーツ振興を実施します。

具体的な計画としては、令和8年度に貸付事業者の公募及び選定を行い、令和9年度からアスレチックルーム活用事業を開始することとします。

3 会議室・和室の利用促進

会議室や和室の稼働率は約10%程度と低く、アリーナと比較して十分に活用されているとは言えない状況です。

会議室や和室の有効活用を促進するため、利用が少ない時間帯に地域開放日を設けることやそれぞれの部屋の利用シーンのアイデアを発信することなど、柔軟な利用方法を検討します。

4 施設運営方針～効果的・効率的な運営に資するための研究・最適化～

今後の施設運営について、アスレチックルーム活用や会議室・和室の利用促進について工夫を凝らし、市の財政負担をかけずに施設の魅力を向上させることを目指した運営を実施します。

勤労福祉センターがさらに多くの市民及び勤労者に親しまれ、スポーツ振興や勤労者福祉の増進に資する施設となるよう、利用者や関係者のご意見を真摯に受け止め、効果的・効率的な運営に資するための研究を継続してまいります。